

聖籠町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月13日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第19号

聖籠町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例

聖籠町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例（平成25年聖籠町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のとおり改める。

（布設工事監督者の資格）

第3条 法第12条第2項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

- （1） 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- （2） 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- （3） 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- （4） 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- （5） 第1号又は第2号の規定による卒業をした者であって、学校教育法による大学院の研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後又は同法による大学の専攻科において衛

生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の規定による卒業をした者については8月、第2号の規定による卒業をした者については1年6月以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。）であって、8月以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 7年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。